

## ⑧ 栃木県における協同組合の誕生

### 産業組合法成立以前の状況

産業組合法成立（明治三十三年）以前の信用組合の設立は、明治二十四年に帝国議会に提出された信用組合法案（結局、廃案）の影響とも言われています。法案提案の当事者であった品川弥二郎・平田東助は、法案が廃案となっても熱意を捨てず、信用組合設立を指導したからです。

本県では、二十七年に品川弥二郎が自分の農場のある那須郡湯津上村に傘松信用組合を設立しました。これと同時に矢板でも矢板武が中心になって矢板信用組合を設立しています。また、これより一年前の二十六年には、篠井村農会肥料共同購入組合、姿川村上欠下信用組合が設立されていますが、設立経過の詳細は史料がありません。

### 傘松農場と傘松信用組合の設立

傘松信用組合は、所在地の湯津上村大字蛭田は字品川といい、品川（傘松）農場の人たちによって組織されたため、始め品川信用組合という呼称でした。

この地は、品川弥二郎が明治十六年に払い下げを願ひ出て、開墾殖林の事業を開き、多くの移住民を招致しました。

明治二十七年、傘松農場は、品川弥二郎と平田東助の共同経営となりました。そして、この農場に、明治二十七年九月二十七日、農場居住者、耕作者、および近隣居住者を組合員として傘松信用組合が設立されたのです。

傘松信用組合の定款は二十六条からなり、出資金を持分と称し毎月一日五銭以上、資産に充じて二五円に達するまで払込みという分割払い制をとっていました。また、貯金は定期と当座の二種類があり、貸付は組合員二人以上の保証人を立て、組合長が必要と認めれば抵当を差し出すことになっていました。

その他、組合員は持分の多少に関わらず総会において皆同一の権利を有し、役員を選挙権、帳簿の閲覧請求権、臨時総会の開催請求権等を規定するなど、近世的信用協同組合の形態が備わっていました。

『産業組合発達史』、『栃木県史・史料編近現代四』、『栃木県農業団体史』より



傘松農場碑（大田原市湯津上）  
旧湯津上村農業協同組合跡地にて

### 産業組合法公布前の組合

#### <信用組合>

姿川上欠下、傘松、矢板、栗野起業、南摩、中村、佐久山、大田原、加園、栗野、菊沢、篠井村嘉多蔵勤勉

#### <購買組合>

篠井共同購入組合、瑞穂村肥料買入組合、落合村肥料共同購買組合